

山梨県公報

第二千四百八十二号

平成二十七年

一月五日

木曜日

目次

告示

○保安林の指定施業要件の変更予定(三件).....	六三
○道路の供用開始.....	六四
○一般競争入札について(二件).....	六四
○大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出.....	六七
○大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出(二件).....	六八
○換地処分の実施.....	六九
○建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(六件).....	六九
○都市計画の決定図書の縦覧.....	七〇
○都市計画の変更図書の縦覧(二件).....	七一
○山梨県指定有形文化財の指定.....	七一

告示

山梨県告示第二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年二月五日

山梨県知事

横内 正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

富士吉田市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
富士吉田市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び富士吉田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年二月五日

山梨県知事

横内 正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上野原市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
上野原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年二月五日

山梨県知事 横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北都留郡丹波山村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び丹波山村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第二十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年二月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月五日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	中下条甲府線	甲府市下飯田二丁目四三七番地 先から 甲府市下飯田二丁目四五九番の	一二七・五	平成二十七年 二月六日

公 告

一 地先まで

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年二月五日

山梨県知事 横内正明

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県庁本館等及び構内清掃業務

(二) 数量 一式

2 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 履行期間 平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日まで

4 履行場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁本館等及び県庁構内

二 事務を担当する所属 山梨県総務部管財課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づき指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿において登録業種(建物管理)の「清掃」に登録されている者であること。

4 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第十二条の二第一項第一号又は第八号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。

5 役務の性質上、緊急の措置を要する場合、連絡後一時間以内に履行に着手できる者であること。

6 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの五年間において、一年間継続しての清掃業務を一回として、二回以上清掃面積五千平方メートル以上の清掃業務契約を元請けとして結び、当該契約業務を履行した実績を有する者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十七年二月五日(木)から同月十七日(火)まで(山梨県の休日を含め、平成元年年山梨県条例第六号)に定める県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等 四の3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から平成二十七年二月十七日(火)までの日(県の休日を除く。)の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年三月十八日(水) 午前十時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館四階四一〇会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部管財課宛てに平成二十七年三月十七日(火)午後四時までに到着するよう送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、本件は、低入札価格調査制度を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者を決定する。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づき長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県総務部管財課（電話〇五五―二三三―一三九一）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be required:

Cleaning services for the Yamanashi Prefectural Government Office Main buildings and its adjoining compound' 1 set.

2 Date and time for tender:

10:00AM March 18, 2015

3 Bureau in charge:

Property Management Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government

1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan

TEL 055-223-1391

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする借入物品等の名称及び数量

(一) 名称 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム用ネットワーク機器等

(二) 数量 一式

2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。

3 借入期間 平成二十七年七月十四日から平成三十一年十二月三十一日まで

4 納入場所及び設置場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県県土整備部県土整備総務課

三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七号の四第一項各号のいずれかに該当する者

2 地方自治法施行令第六十七号の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七号の四第一項第三号に該当する者を除く。）

4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 平成二十七年二月六日（金）から平成二十七年二月二十四日（火）まで（山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当
五 入札手続等

1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所

2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から平成二十七年二月二十四日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。なお、入札説明書の交付を希望する場合は、事前に六の8の(三)の問い合わせ先に電話連絡すること。

3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十七年三月十九日(木)午後二時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県防災新館四階四〇六会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当宛に平成二十七年三月十八日(水)午後五時までに到着するように送付すること。

6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

8 落札者の決定方法 山梨県財務規則(昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。)第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手續において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 免除

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第九十九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成十七

年山梨県条例第九十号)に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することができる。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に三の1から5までのいずれかに該当する者となった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問い合わせ先 山梨県県土整備部県土整備総務課契約担当(電話〇五五―二二三一―六七三)

※ Summary

1 Nature and amount of services required:

Network devices for Yamanashi electronic bidding, public works project total management system 1 set

2 Date and time for tender:

2:00PM March 19, 2015

3 Bureau in charge:

Administrative Division for Prefectural Land Development, Prefectural Land Development Department, Yamanashi Prefectural Government

1-6-1 Marunouchi, Kofu Yamamashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1673

● 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年六月五日まで縦覧に供する。

平成二十七年二月五日

一 届出者

山梨県知事 横 内 正 明

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名

株式会社いちやまマート 代表取締役 三科雅嗣

2 住所

山梨県中央市若宮五十番地一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨市複合施設
 (二) 所在地 山梨県山梨市小原西九百七十四番地二外
 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
廃棄物等の保管施設の位置及び容量	位置 届出の図面のとおり 容量 三十立方メートル	位置 届出の図面のとおり 容量 八十六立方メートル

- 3 変更年月日
 平成二十七年七月二十日
 届出年月日
 平成二十六年十一月十九日

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年六月五日まで縦覧に供する。
 平成二十七年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者
 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
 2 住所
 山梨県甲府市德行二丁目二番十八号
 二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 オギノ伊勢ショッピングセンター
 (二) 所在地 山梨県甲府市幸町二十八番二十四号外
 2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗に	開店時刻 午前十時	開店時刻 午前九時

において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 閉店時刻 午後九時
 閉店時刻 午後九時四十五分

来客が駐車場を利用することができ る時間帯	午前九時三十分から午後九時三十分まで	午前八時三十分から午後十時 まで
--------------------------	--------------------	---------------------

- 3 変更する年月日
 平成二十六年十二月二十日
 届出年月日
 平成二十六年十二月一日

四 縦覧場所
 山梨県甲府市丸の内二丁目八番十七号山梨県庁西別館二階山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十七年六月五日まで縦覧に供する。
 平成二十七年二月五日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 届出者
 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名
 株式会社明電舎 代表取締役 浜崎祐司
 代表取締役 稲村純三
 代表取締役 正木浩三
 代表取締役 和地彰
 代表取締役 山本功一
 2 住所
 東京都品川区大崎二丁目一番一号
 二 届出の概要
 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (一) 名称 オギノ城東店

2 所在地 山梨県甲府市城東四丁目二百九十四番一外
変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。 一 株式会社オギノ 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後九時 二 株式会社キタムラ 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後七時	次の各号に掲げる小売業を行う者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。 一 株式会社オギノ 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時四十五分 二 株式会社キタムラ 開店時刻 午前十時 閉店時刻 午後七時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前九時三十分から午後九時三十分まで	午前八時三十分から午後十時まで

3 変更する年月日
平成二十六年十二月二十日
届出年月日
平成二十六年十二月一日
縦覧場所
山梨県甲府市丸の内二丁目八番十七号山梨県庁西別館二階山梨県県民情報センター

● 換地処分の実施
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（大野寺地区大野寺第三工区）の換地処分を平成二十七年一月二十九日実施した。
平成二十七年二月五日
山梨県知事 横 内 正 明

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年二月五日
山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十七年一月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社仲山建設
 - 2 主たる営業所の所在地 北杜市長坂町渋沢十四番地
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 仲山幸寿
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一三三）第五四〇七号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十七年一月五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年二月五日
山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十七年一月十八日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 尾曲工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市大野二百四十一番地一
 - 3 代表者の氏名 相続人 尾曲章
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般一三三）第八二七三三号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十六年十二月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十七年二月五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十七年一月十九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社小泉研工業
 - 2 主たる営業所の所在地 山梨市矢坪千三百五十三番地
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 小泉行次
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二三)第七五六四号
 - 四 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年一月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十七年二月五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十七年一月十九日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 明日香建築工房
 - 2 主たる営業所の所在地 甲斐市西八幡千五百三十六番地一
 - 3 代表者の氏名 雨宮朗
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二四)第九七〇〇号
 - 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、塗装工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年一月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十七年二月五日

一 処分をした年月日 平成二十七年一月二十六日 山梨県知事 横 内 正 明

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 株式会社青葉ホーム
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市青葉町十番十五号
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 渡邊加代子
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二二)第八九三六号
 - 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十七年二月五日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十七年一月二十六日
 - 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号又は名称 有限会社ライズ
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町天神中條九百四十九番地二
 - 3 代表者の氏名 代表取締役 長澤富士雄
 - 三 許可番号 山梨県知事許可(般―二三)第九〇二七号
 - 四 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 五 処分の原因となった事実 平成二十七年一月十九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 都市計画の決定図書の縦覧
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定により上野原市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。
 平成二十七年二月五日

一 都市計画の種類 山梨県知事 横 内 正 明
 上野原都市計画地区計画
 (シビックゾーン周辺地区地区計画)

(上野原駅周辺地区地区計画)
二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により上野原市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年二月五日

一 都市計画の種類

上野原都市計画用途地域

山梨県知事 横 内 正 明

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

● 都市計画の変更図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により上野原市長から次の都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成二十七年二月五日

一 都市計画の種類

上野原都市計画風致地区

山梨県知事 横 内 正 明

(月見ヶ丘風致地区)

(島田風致地区)

二 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県県土整備部都市計画課

教育委員会

山梨県教育委員会告示第一号

山梨県文化財保護条例（昭和三十一年山梨県条例第二十九号）第四条第一項の規定に

より、次の文化財を山梨県指定有形文化財として指定する。
平成二十七年二月五日

山梨県教育委員会

委員長 石 川 洋 司

有形文化財の部
彫刻

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
木造不動明王及二童子像	三軀	木造、彩色仕上げ、玉眼嵌入 (像高) 不動明王像九二・九センチメートル 矜羯羅童子像八七・七センチメートル 制多迦童子像八七・二センチメートル	恵林寺	甲州市塩山小屋敷二二八〇	甲州市塩山小屋敷二二八〇

工芸品

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者の住所	所在の場所
不動明王像御正体	一面	銅鑄製、鏡板径三一・六センチメートル、縁厚〇・五センチメートル、像総高五・七センチメートル(台座含八・一センチメートル)、像幅五・一センチメートル、像厚一・七センチメートル、重量二〇三五グラム	富士吉田市	富士吉田市下吉田六丁目一番一号	富士吉田市上吉田二二八八一富士吉田市歴史民俗博物館

刺繍 积迦三 尊像	一幅	掛幅装、絹本刺繍 (本紙) 縦七九・五 センチメートル、横 四〇・五センチメー トル (表具) 縦一五八・ 〇センチメートル、 横五四・〇センチメ ートル	久遠寺	南巨摩郡身延 町身延三五六 七	南巨摩郡身 延町身延三 五六七
-----------------	----	---	-----	-----------------------	-----------------------

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番